

平成21年度版

市町村財政のすがた



牡蠣焼き

(杵築市)



庄内梨

(由布市)



城下かれい

(日出町)



麦焼酎

(宇佐市)



くにさき銀たち
(国東市)



九重
“夢”バーガー
(九重町)



原木どんご寿司

(豊後大野市)



姫島車えび

(姫島村)



豊後玖珠牛

(玖珠町)



関あじ・関さば (大分市)



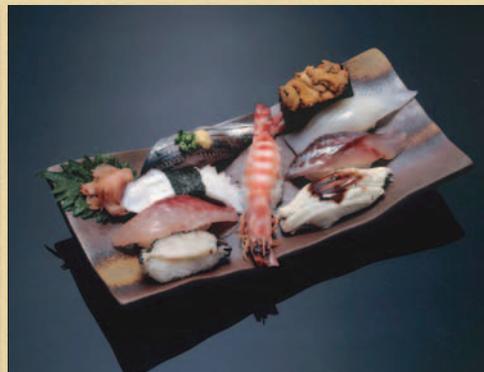
鮎の塩焼き (日田市)



ひゅうが丼 (津久見市)



別府冷麺 (別府市)



佐伯寿司 (佐伯市)



カボス (竹田市)



からあげ (中津市)



葉たばこ (臼杵市)



そば畑 (豊後高田市)

平成21年度版 市町村財政のすがた

平成22年4月発行

発 行／財団法人大分県市町村振興協会
編 集／大分県総務部市町村振興課
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL 097-506-2415
印 刷／プリンティングすぎおか

平成20年度の市町村財政の状況

| | |
|------------------------|----|
| 1. 決算規模 | 1 |
| 2. 決算収支 | 1 |
| 3. 歳入 | 2 |
| 4. 歳出 | 4 |
| 5. 将来にわたる財政負担の状況 | 6 |
| 6. 公営企業の状況 | 7 |
| 7. 第三セクター等の状況 | 10 |
| 8. 健全化判断比率等 | 12 |

個別の市町村の状況

- | | |
|-------------|----|
| 1. 財政状況等一覧表 | 14 |
| 2. 財政比較分析表 | |
| 3. 歳出比較分析表 | |

市町村財政関係資料

- ・平成20年度市町村別決算指標

※ なお、本冊子の数値は、市町村合併等により一部過去の公表数値と連続しないものがあります。

平成20年度の市町村財政の状況

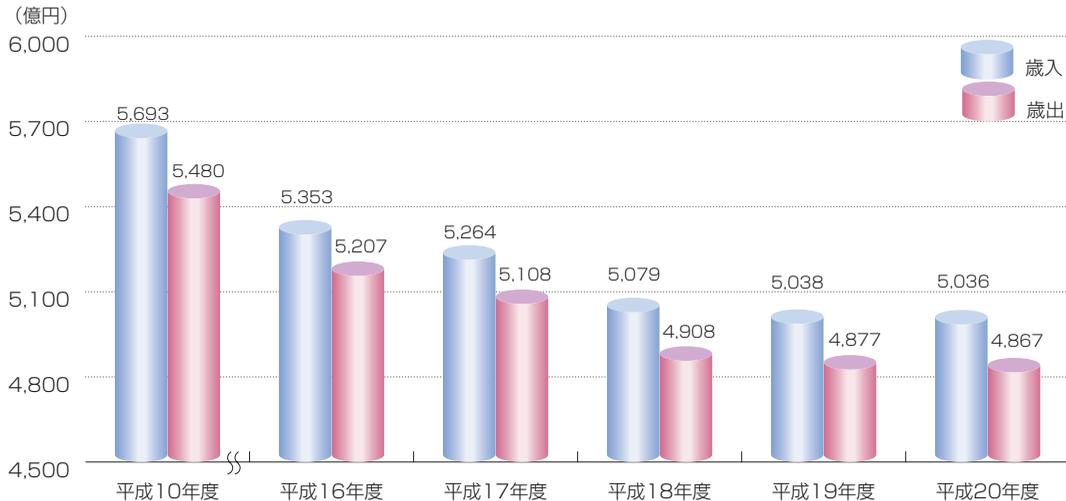
1 決算規模

歳入 5,036億円 (平成19年度 5,038億円 前年度比△0.0%)

歳出 4,867億円 (平成19年度 4,877億円 前年度比△0.2%)

決算規模は、歳入、歳出ともに16年度をピークに減少しています。歳入では地方債、地方譲与税が、歳出では普通建設事業費、災害復旧事業費、積立金が主に減少しています。

○ 決算規模の推移



平成20年度の市町村財政の状況

2 決算収支

市町村の決算収支はどのようになっているのでしょうか？

実質収支^{※1}は137億円の黒字で、県内18市町村全てで黒字となっています。

単年度収支^{※2}については、昨年度に引き続き赤字となりました。また、実質単年度収支^{※3}については、7億円の黒字となっています。

これは、財政調整基金積立額の減、地方債繰上償還額の増などによるものです。

○ 実質収支等の推移

※1 実質収支

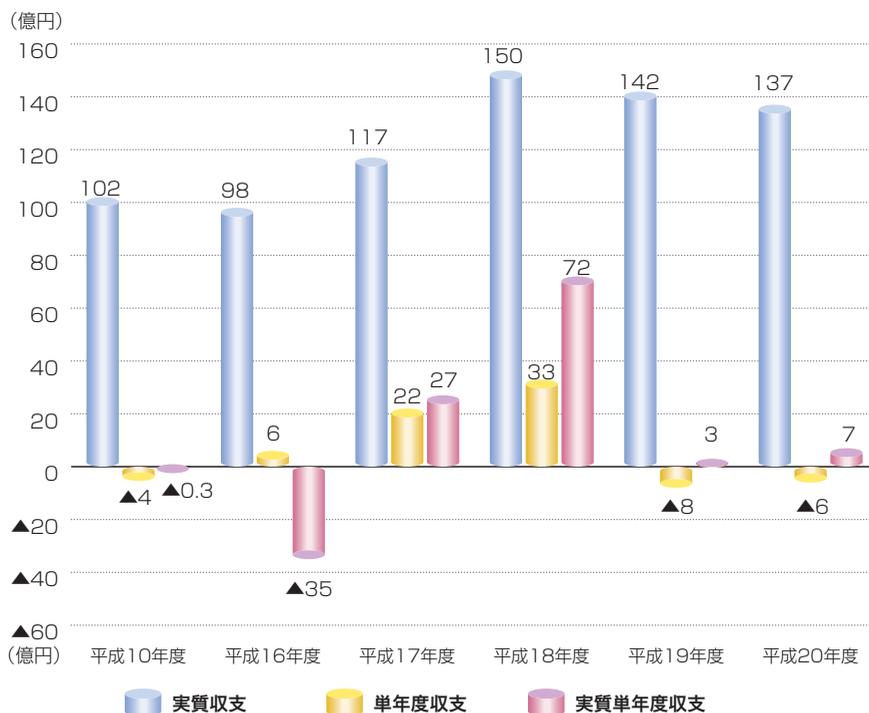
実質収支とは、地方公共団体の1年間の歳入と歳出の差額(形式収支)から、翌年度に繰り越すべき財源を引いた決算額のことをいいます。地方公共団体は営利を目的として存立するものではないので、黒字の額、すなわち剰余金は行政水準の向上、住民負担の軽減などに当てられるべきであり、黒字額が多いほど良いとは言えるものではありません。

※2 単年度収支

単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、当該年度だけの収支を表します。

※3 実質単年度収支

単年度収支から実質的な黒字要素(財政調整基金への積立金、地方債繰上償還金等)や赤字要素(積立金の取り崩し等)を加減したもので、実質的にその年度が黒字であったか赤字であったかを見る指標です。



3 歳 入

市町村の歳入にはどのようなものがあるのでしょうか？

歳入決算額の構成比を見ると地方税（31.4%）が最も高く、地方交付税^{※1}（25.8%）、国庫支出金（11.8%）、地方債^{※2}（9.2%）の順となっています。

また、歳入全体に占める一般財源^{※3}の割合（一般財源比率）は、前年度に比べて1.1ポイント上昇し61.7%となっています。

○ 歳入決算額の構成

※1 地方交付税

どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスが提供できるように財源を保障する（財源保障機能）ため、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、地方公共団体の財源の不均衡を調整する（財源調整機能）ために再配分されるもの。

※2 地方債

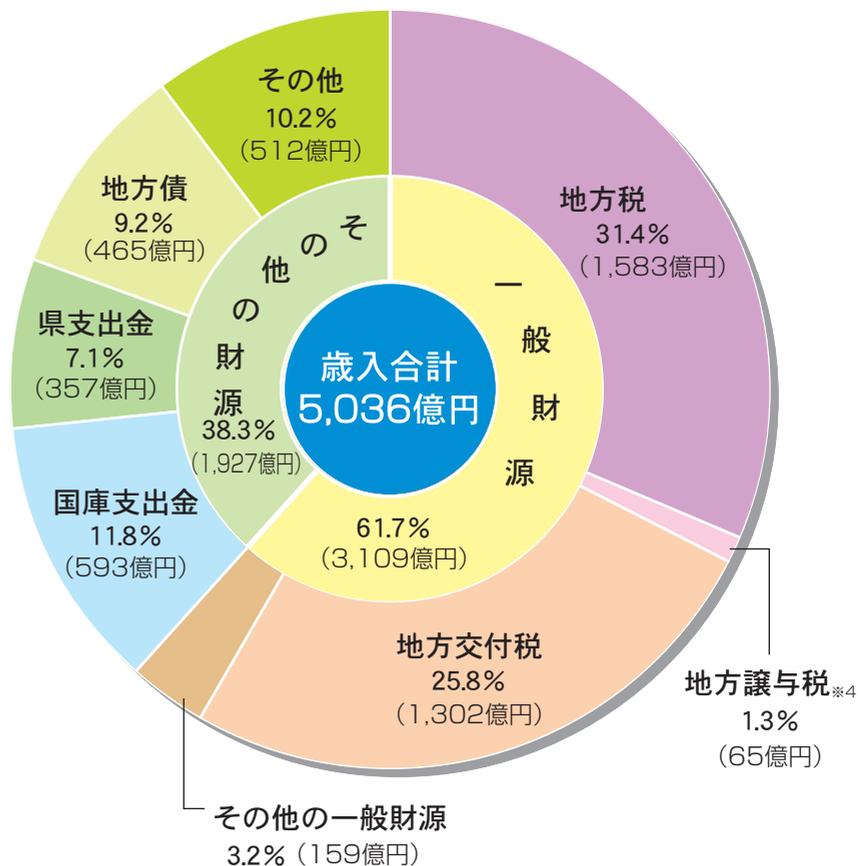
地方公共団体の債務のうち、償還期間が1会計年度を越えるものを指します。

※3 一般財源

地方税、地方交付税などの用途が特定されていない財源のことで、地方公共団体が様々な行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になります。一方、地方債、国庫支出金等用途が定められている財源は特定財源と呼びます。

※4 地方譲与税

国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。



財政講座

自主財源と依存財源

自主財源とは、地方税や使用料・手数料などのように地方自治体が自主的に収入することができる財源のことをいいます。一方、依存財源とは、国や県の支出金や地方交付税などのように国や県によって配分される財源をいいます。

地方公共団体の歳入構造を分析する際の指標として、自主財源比率という指標があります。これは歳入全体のうち自主財源の占める割合を示すもので、この指標が高いほど、財源の調達やその用途の決定において自主性と安定性を確保できるとされています。

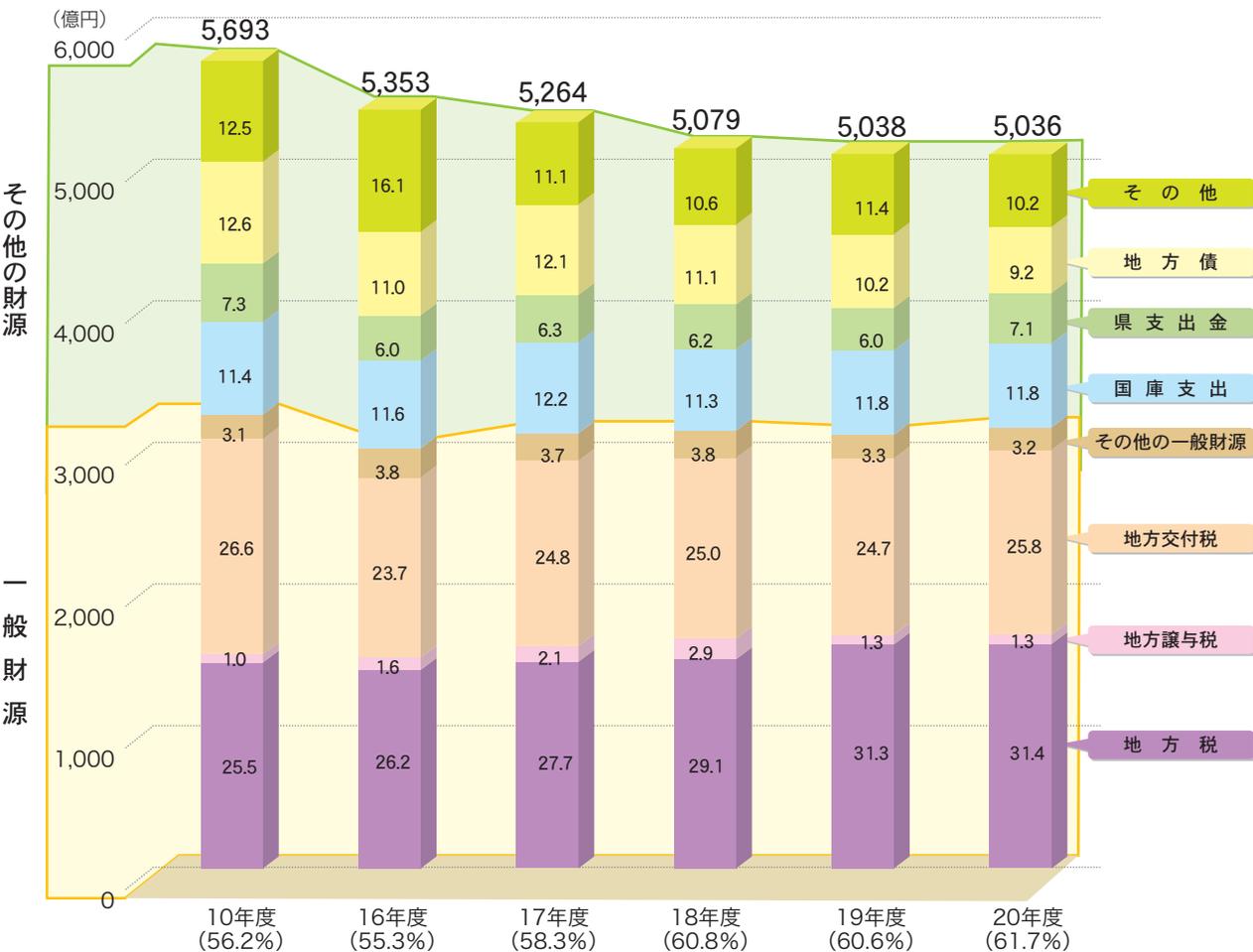
(参考：平成20年度決算における自主財源比率 県内市町村41.6% [平成19年度 42.6%])

市町村の歳入内訳はどのように推移しているのでしょうか？

歳入決算額全体としては、地方交付税が増加した一方で、投資的経費や臨時財政対策債の減少に伴う地方債の減少、地方消費税交付金（その他の一般財源）の減少などにより、19年度と比較して約2億円減少しており、4年連続で減少しています。

一般財源の構成比については、地方交付税の増により、昨年度から1.1ポイント上昇し、61.7%となっています。

○ 歳入決算額の推移



臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、普通建設事業等の投資的経費以外の経費にも充てることができることとされた赤字地方債。元利償還金は後年度に地方交付税として全額措置されます。

平成13年度の地方財政対策において、交付税特別会計の借入の急増に加え、国と地方の責任分担の明確化、透明化を図るために、従来の特別会計の借入に代わる手段として、各地方公共団体がその一部を自ら借入れるとした制度。本来交付税で措置されるべき額の振り替えであることから、経常収支比率の算出等においては、交付税と同様に扱われています。



財政講座

4 歳 出

市町村の歳入はどのような目的に使われているのでしょうか？

市町村の目的別歳出構成比を見ると民生費（28.4%）が最も高く、次いで公債費（15.1%）、総務費（14.4%）の順になっています。

総務費：退職金や徴税・戸籍・選挙などに使われる費用

民生費：児童、高齢者、障がい者等の福祉充実や生活保護に要する費用

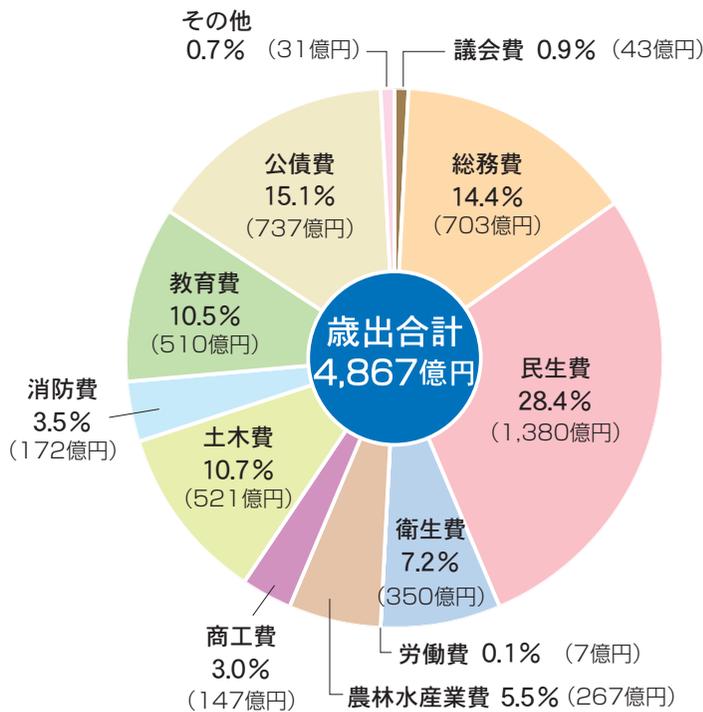
衛生費：医療、公衆衛生、し尿処理、ごみ処理等に係る費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など土木施設の建設や維持のための費用

教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

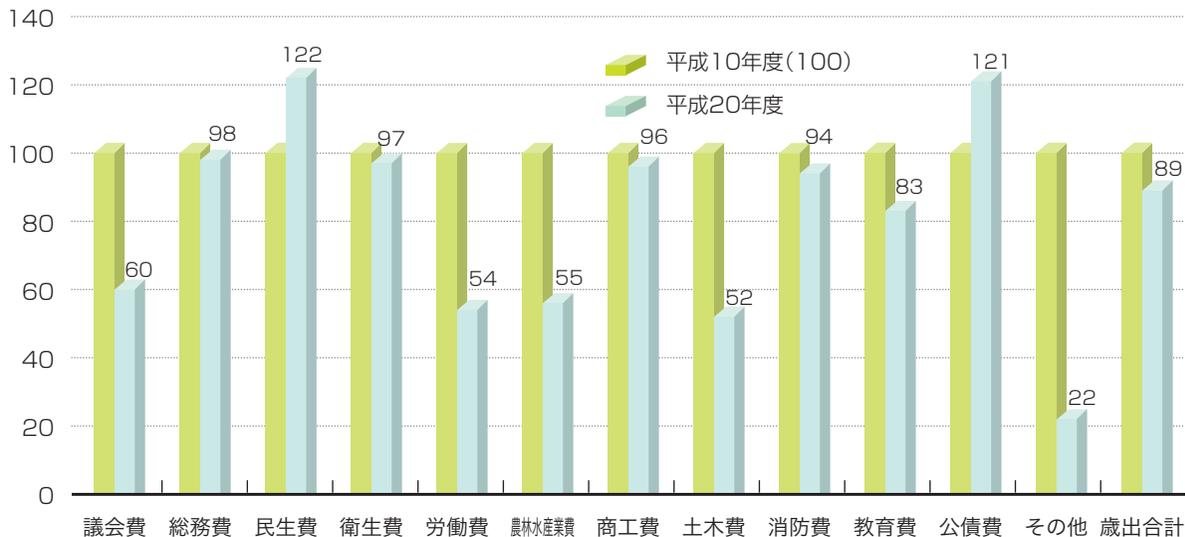
公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

○目的別歳出決算の構成



10年前と比べてどう変化しているのでしょうか？

10年前と比べると、民生費、公債費が増加し、議会費、農林水産業費、土木費などが減少しています。

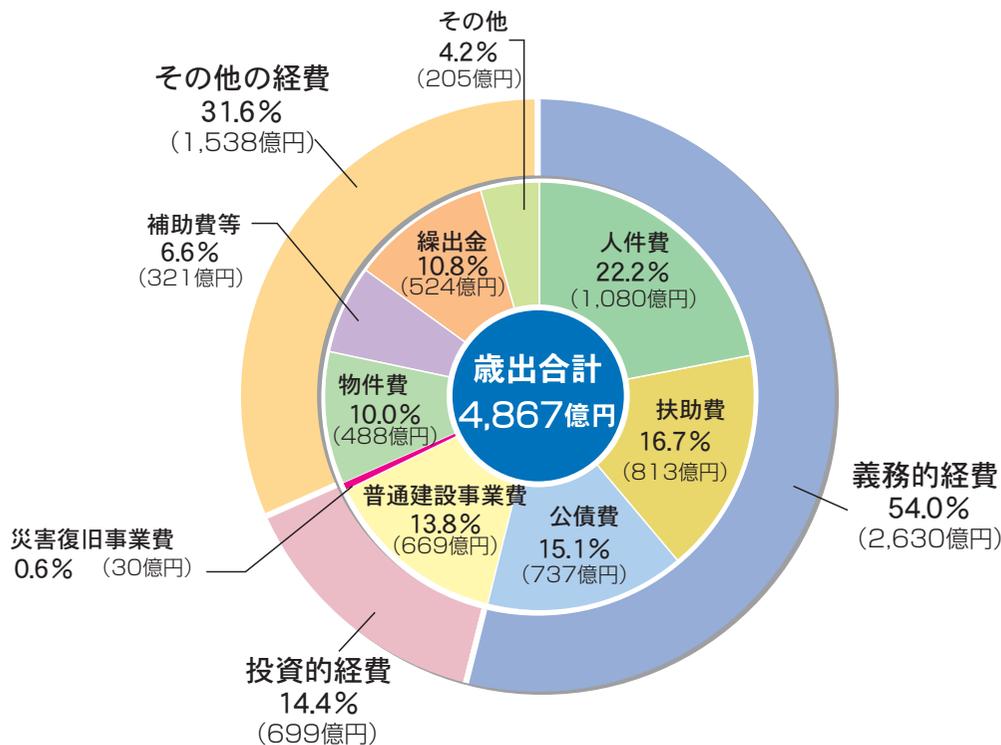


市町村の歳出はどのような性質に分類されるのでしょうか？

性質別歳出構成比を見ると人件費（22.2%）が最も高く、次いで扶助費（16.7%）、公債費（15.1%）、普通建設事業費（13.8%）の順となっています。

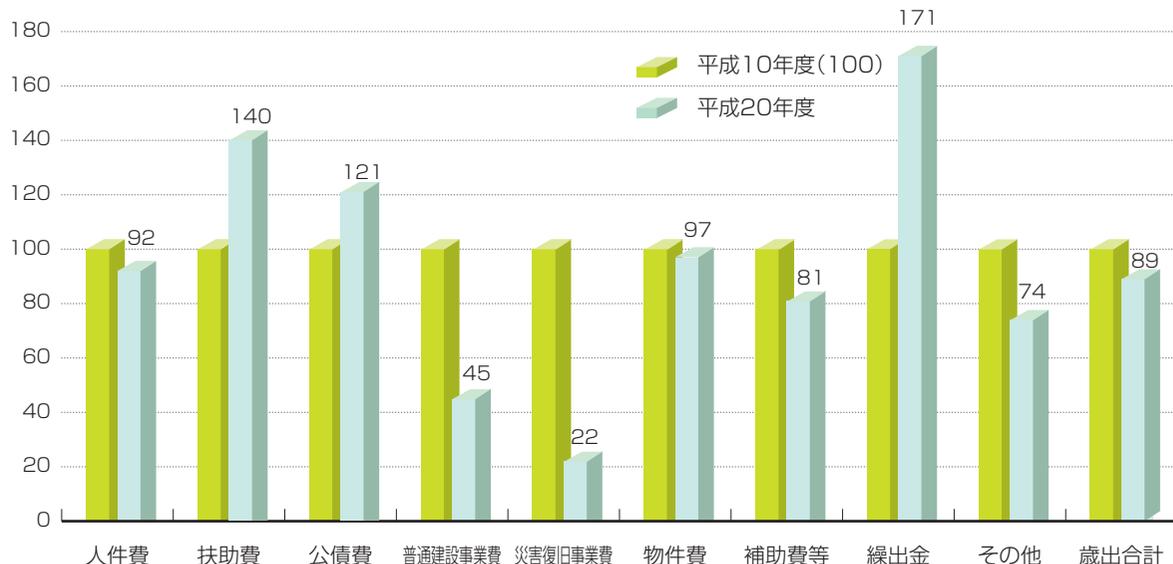
また、前年度と比べ義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は2億円（0.1%）の減、投資的経費は103億円（12.8%）の減となっています。

○ 性質別歳出決算額の構成



10年前と比べてどう変化しているのでしょうか？

10年前と比べると、扶助費、公債費、繰出金が大きく増加している一方、普通建設事業費や補助費等が減少しています。



5 将来にわたる財政負担の状況

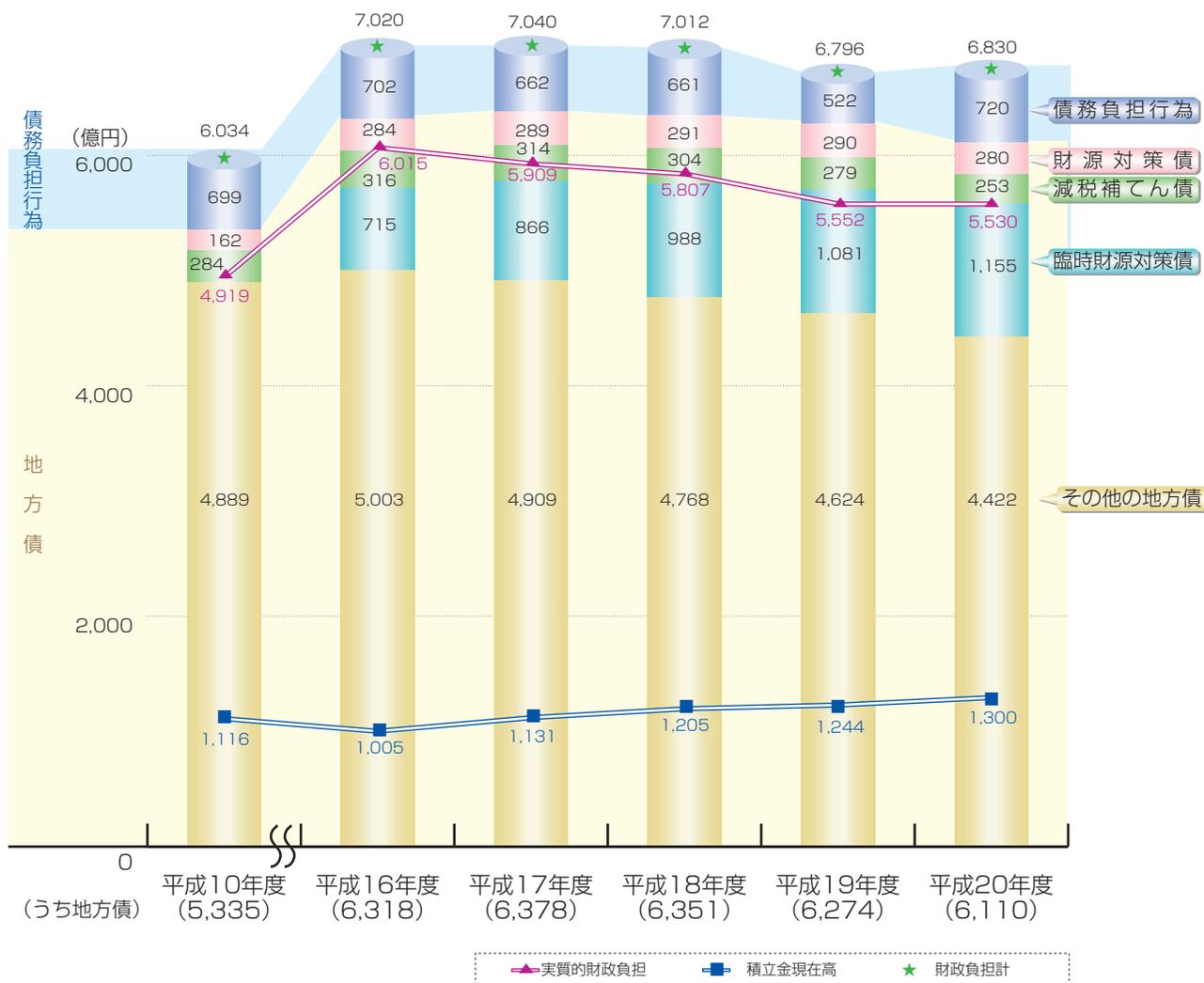
市町村の将来にわたる実質的な財政負担はどれくらいでしょうか？

平成20年度末の地方債の現在高は、6,110億円で、前年度現在高と比べると164億円減少し、3年連続で減少しています。これは、各市町村が行財政改革に積極的に取り組み、プライマリーバランスを勘案しながら事業を実施している結果と考えられます。

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の将来にわたる実質的な財政負担は、5,530億円で前年度に比べて22億円減少しており、近年減少傾向にあります。依然として高い水準にあるため、今後とも注意が必要です。

平成20年度の市町村財政の状況

○ 将来にわたる財政負担の状況



プライマリーバランス

歳入と歳出のバランスから、財政の健全性を示す指標で、基礎的な財政収支のこと。歳入総額から地方債発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から過去の借入金返済にかかる経費(元金・利子)を差し引いた金額のバランスをいいます。プライマリーバランスが釣り合っているとは、地方債の元本償還や利払いに要する費用を除くすべての歳出について、税収や交付税など地方債発行に頼らない収入によって賄えることを意味します。

財政講座

6 公営企業の状況

1. 公営企業の役割

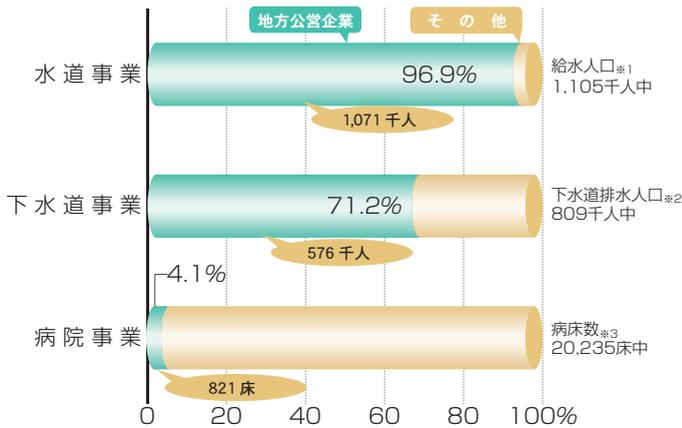
市町村の公営企業はどのような役割を果たしているのでしょうか？

地方公共団体は、一般的な行政活動を行うとともに、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、汚水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するといった様々な事業（＝企業活動）を行っています。

こうした事業を行うために地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業を総称して地方公営企業と呼んでおり、水道事業、下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

地方公営企業は、住民の生活水準の確保、向上のため、大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業として行われています。

○ 地方公営企業（市町村営）が占める割合



グラフは、実施されている事業全体を100とした場合の地方公営企業(市町村営)が占める割合を表しています。

- ※1 給水人口
上水道・簡易水道・専用水道及び飲料水供給施設で現に給水をしている人口。
- ※2 下水道排水人口
広義の下水道（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等）が供用されている人口。
- ※3 病床数
病院（20病床以上の患者を入院させるための施設を有するもの）での入院ベット数。

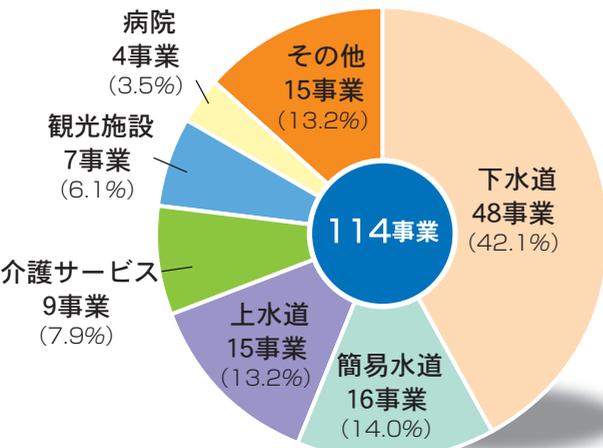
2. 事業数と決算規模

どのような事業が公営企業として行われているのでしょうか？

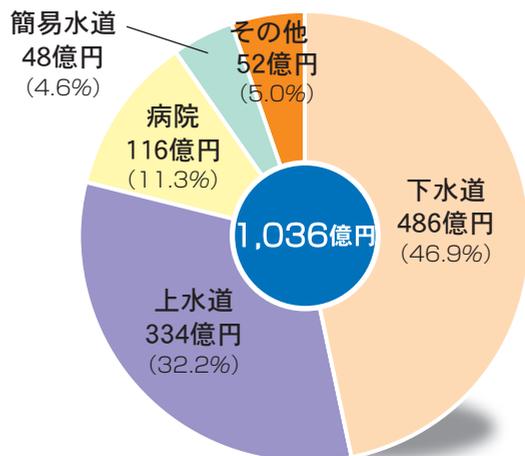
平成20年度末で、114事業が公営企業として経営されており、事業別に見ると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、簡易水道事業、上水道事業、介護サービス事業の順となっています。

決算規模は、1,036億円で、事業別に見ると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下上水道事業、病院事業、簡易水道事業の順になっています。

○ 公営企業の状況(平成20年度末)



○ 決算規模の状況(平成20年度末)



※公営企業の決算規模

法適用企業：決算規模＝総費用－減価償却費＋資本的支出

法非適用企業：決算規模＝総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

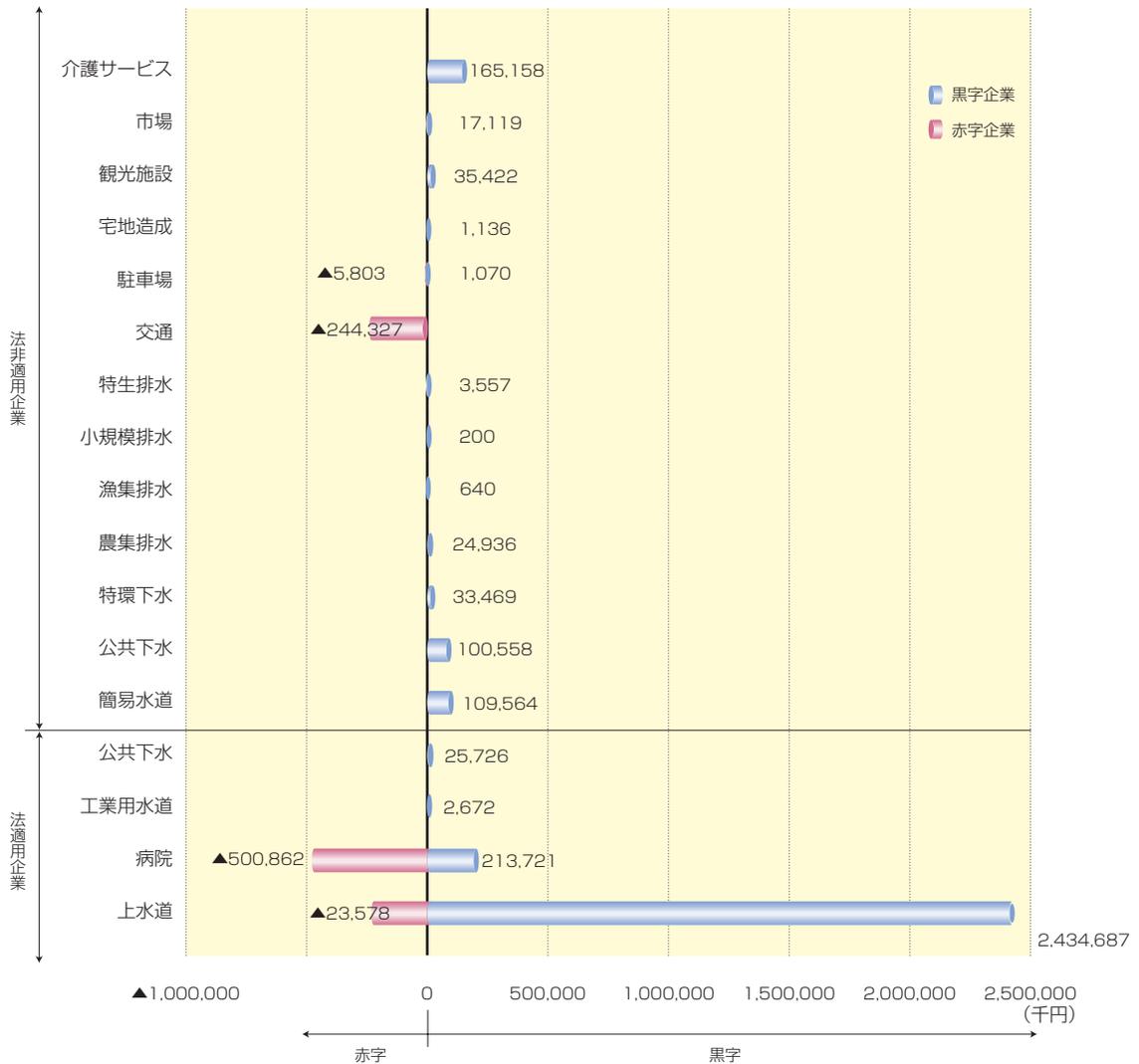
3. 経営状況

公営企業の経営状況はどうなっているのでしょうか？

公営企業の経営状況は、全体として黒字基調にあります。法適用企業は21億5千2百万円の黒字決算（前年度と比べ8億8百万円の増）、法非適用企業は2億4千3百万円の黒字決算（前年度と比べ8千4百万円の増）となっています。

事業の種類で見ると、法適用企業では、病院事業が赤字決算となっており、法非適用企業は、駐車場事業、交通事業が赤字決算となっています。

○ 実質収支の状況



財政講座

公営企業において地方公営企業法を適用することのメリット

地方公営企業法は地方公営企業の財務規定等を定めた法律で、簡易水道を除く上水道事業や自動車運送事業等の7事業については、この法律が適用されます。しかしながら、県内でも多くの公営企業が存在する簡易水道事業や下水道事業については、条例で定めれば適用できるとされているだけで、適用が義務づけられていません。地方公営企業法を適用し、企業会計方式に移行するには、手間や費用がかかり、容易な作業ではありませんが、期間損益計算により使用料の対象原価を明確化することで使用料が適切に算定されることや、独立採算制の原則の徹底により、職員の経営意識、コスト意識を向上させる等の効果も期待されることから、財政状況の厳しい時ほど、よりその必要性が高いと考えられます。

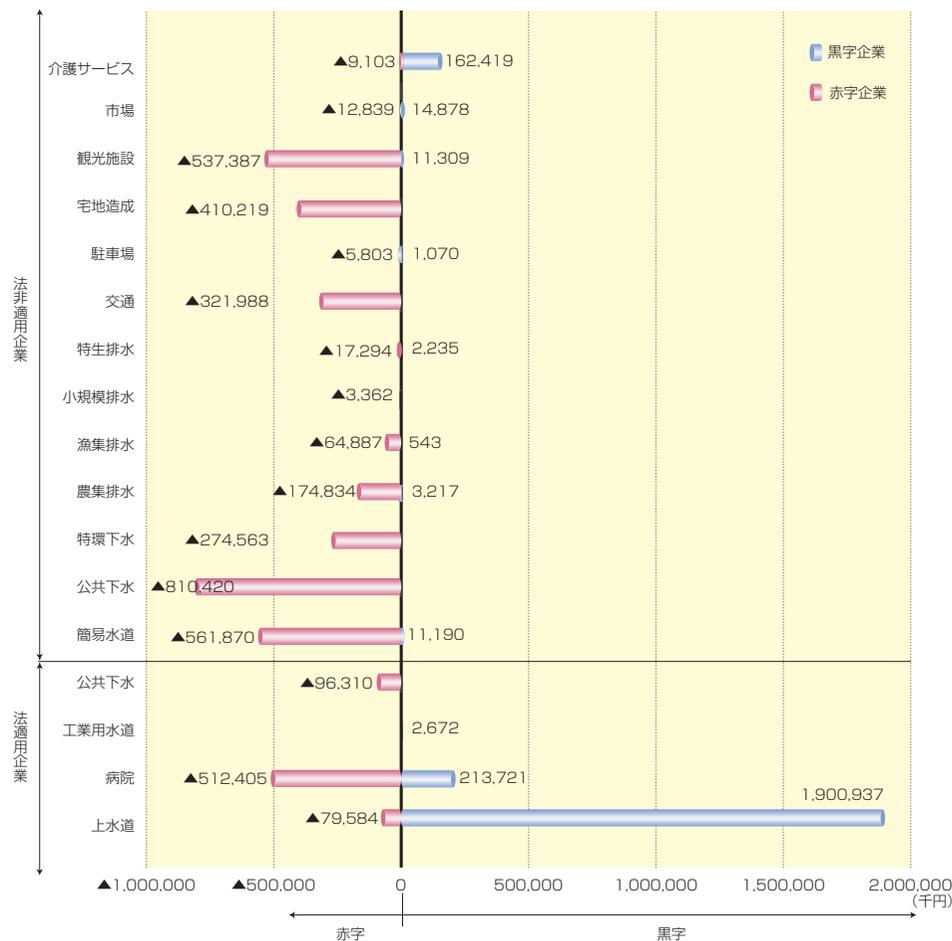
4. 繰入金の状況

公営企業の実質的な経営状況はどのようになっているのでしょうか？

公営企業に対する他会計からの繰入金の総額は174億円で、前年度と比べて7億円増加しました。事業別では、下水道事業の繰入金が130億円と繰入金総額の74.6%を占め、次いで簡易水道事業の繰入金が15億円となっています。

この繰入金のうち基準外繰入※（総額40億円）を実質収支から差し引くと、多くの企業が赤字決算となります。これは、公営企業が他会計からの繰入金に過度に依存する財務構造に陥っている状況を示すもので、各企業において、今後、外部委託の活用など、効率的なサービス供給のあり方を検討し、料金収入を収益の基礎とした自立的、計画的な事業運営を行うことが求められています。

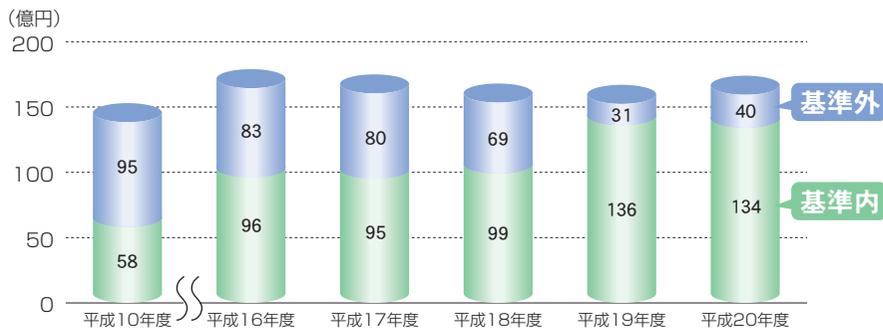
○ 基準外繰入を除いた場合の実質収支の状況



※基準外繰入（繰出基準）

公営企業は、経費の負担区分の原則を前提とした独立採算制により運営されており、一般会計等が負担すべきこととされる経費以外の経費については、企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。この一般会計が負担すべきものを定めたものを、繰出基準と呼び、具体的には水道事業における消火栓設置にかかる費用などがあげられます。この基準によらない公営企業の財政赤字補てんのための繰り出しは基準外繰入と呼ばれ、独立採算の考えから望ましくないとされています。

○ 繰入額の推移



7 第三セクター等の状況

1. 第三セクター

第三セクターとはどのようなものでしょうか？

第三セクターとは、国や地方公共団体などの公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を言います。

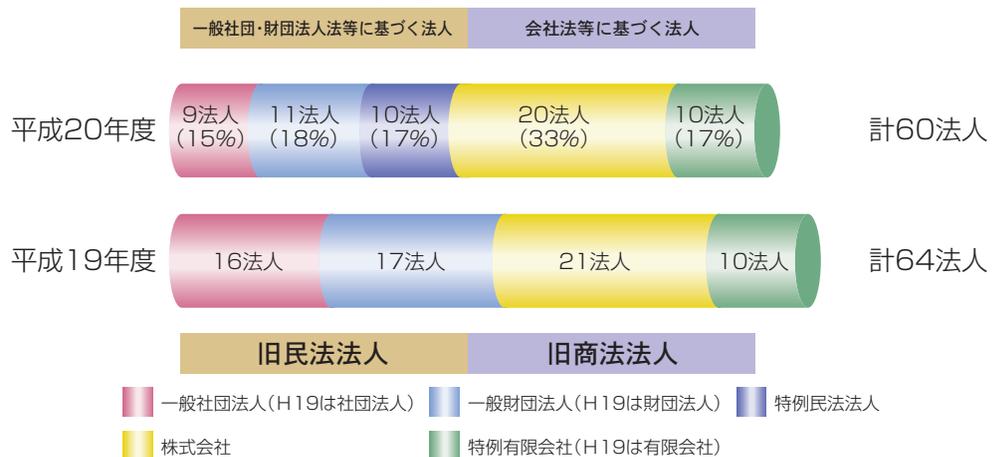
第三セクターを設置する目的は、①プロジェクトの大規模化に伴う資金不足対策として民間資金の導入を図る、②地域開発、都市計画などは、公共及び民間双方の部門に関わる包括的な事業であり、両者が一体となって事業を行うことにより効果が上がることなどがあります。

第三セクターはどのような事業を行っているのでしょうか？

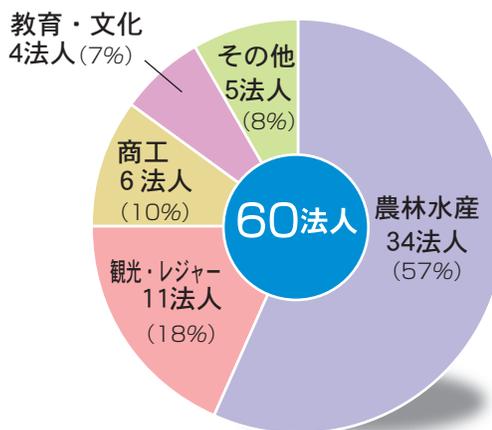
県内の地方公共団体が全体の25%以上の出資を行っている第三セクターは、平成20年度末で60法人あり、法人分類別に見ると一般社団法人や一般財団法人などの一般社団・財団法人法等に基づく法人が30法人、株式会社、特例有限会社の会社法等に基づく法人が30法人となっています。

また、業務分類別にみると、農産物加工会社などの農林水産関係の業務を行う法人が34法人と最も多く、次いで観光・レジャー関係（11法人）、商工関係（6法人）の順となっています。

○ 法人分類ごとの第三セクターの推移



○ 業務分類ごとの第三セクターの設置数



財政講座

土地開発公社や第三セクター等の健全な運営の確保

今後予定されている「公会計改革」の推進や「地方財政の健全化に関する法律」の全面施行にともない、土地開発公社や第三セクター等を含めた「連結財務書類4表」の作成や「将来負担比率」が公表されることとなります。また、平成21年6月には「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」が総務省より示され、著しく経営状況が悪化した第三セクター等の法人は、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

2. 土地開発公社

土地開発公社の経営状況はどうなっているのでしょうか？

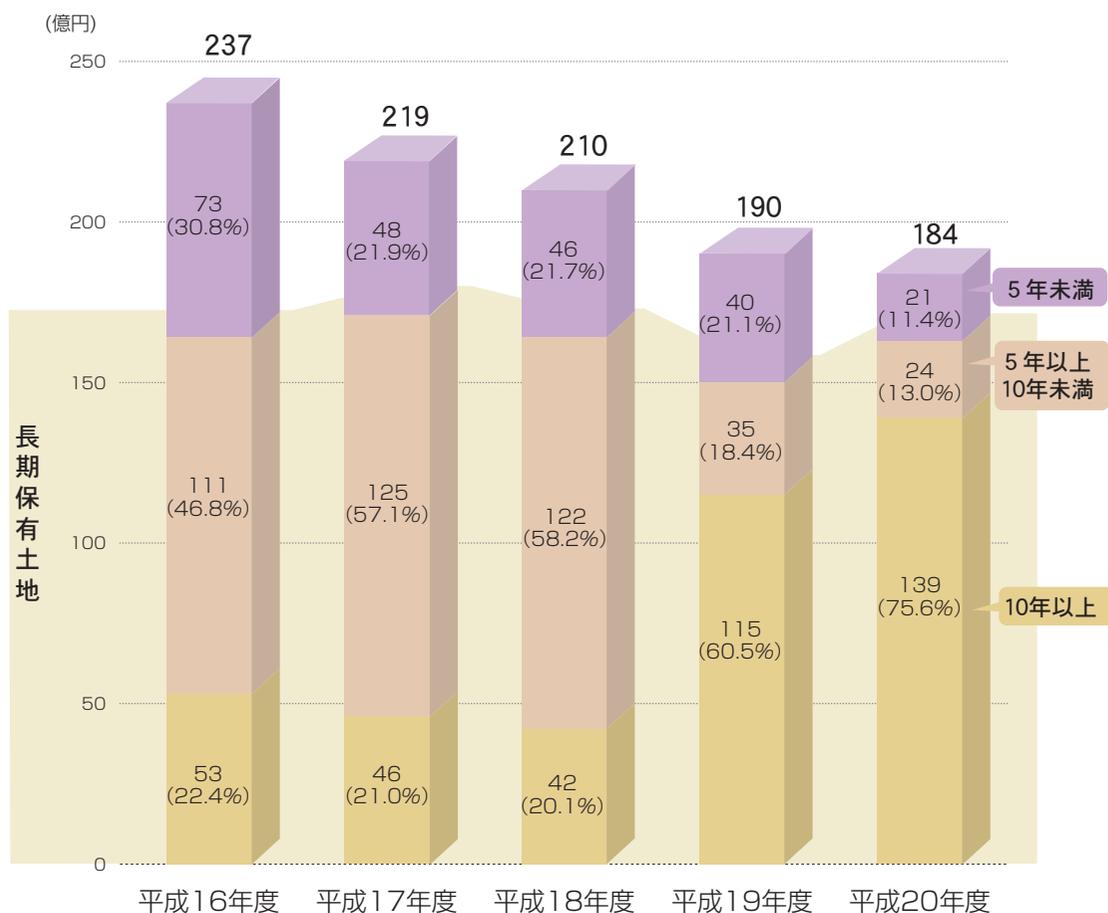
土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、公有地の計画的な取得、拡大を推進することにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を図るために設立される特別法人で、県内には平成20年度末で17の公社があり、公共用地の先行取得等の業務を行っています。

土地開発公社は、民間金融機関から自由に資金借入ができることや土地取得手続きが機動的・弾力的に行うこと等から積極的に利用されてきました。

しかしながら、近年では地価の下落に伴い再取得価格（公共団体が公社に委託した土地を買い取る価格）が実勢価格より割高になる事例や、5年以上の長期保有土地が公社の所有する土地の約9割に達する等の問題が生じています。

今後は、新たな土地の取得については慎重に検討し、現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努めるとともに、土地開発公社の在り方について抜本的な検討を行う必要があります。

○ 土地開発公社の保有土地の状況（保有期間別）



土地開発公社の長期保有土地の問題点

土地開発公社は、民間金融機関から資金を調達し用地の取得を行っているため、取得した土地が長期にわたって、売却できない場合、その間借入金の利子を払い続けることとなります。この利子相当額は、公共団体から取得の依頼を受けた土地であれば、再取得価格に上乗せし依頼元の団体に請求され、公社が独自の事業として取得した土地であれば、実勢価格との乖離が公社自身の損失となり、最終的に税金で負担されることとなります。このため、特に長期保有土地については、用途を再検討し、早期の処分を積極的に行うなど、早急な対策が必要となります。



8 健全化判断比率等

地方公共団体が破綻したらどうなるの？

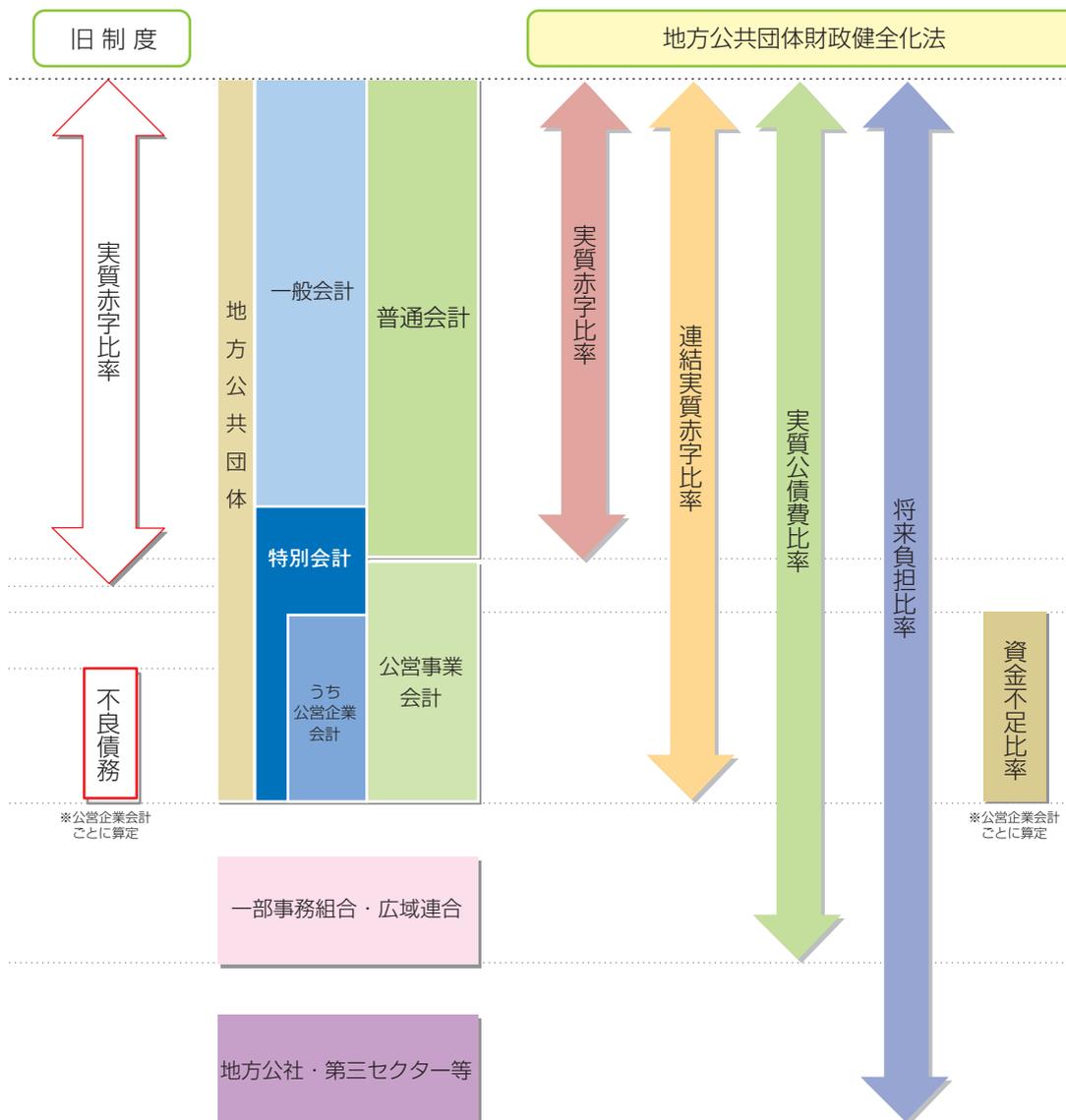
地方公共団体の財政が悪化し、資金繰りができなくなったらどうなるのでしょうか？

これまで、地方財政再建促進特別措置法により実質収支比率で20%の赤字を超えると財政破綻状態とされ（※市町村の場合）、財政再建計画を策定し、起債の制限や予算編成権に制約を受けながら財政の再建を行わなければなりません。この制度は、普通会計を中心にした収支の指標のみで判断されるもので、公営企業会計に赤字を回し、普通会計を見かけ上黒字にする、いわゆる『赤字隠し』が行われたり、負債（将来の財政負担）の状況は何ら問題にならないなどの課題がありました。そこで、これまでの制度が約50年ぶりに抜本的に見直され、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月に制定されました。

この制度では、財政破綻を早期に防ぐために早期健全化基準（黄信号）が設けられ、この基準を超えた場合は、「財政健全化計画」の策定などが義務付けられ、自主的な改善努力によって財政の健全化を目指します。さらに財政再生基準（赤信号）を超えた場合は、「財政再生計画」を策定の上、国等の関与によって確実な財政再生を図ることとなります。

※計画の策定は平成21年度（平成20年度決算）から義務付けられました。なお、各指標の公表は平成20年度（平成19年度決算）から義務付けられています。

○ 健全化判断比率等の対象について



○ 健全化判断比率の算出方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率 (3力年平均)} = \frac{\text{元利償還金等 - 特定財源 - 元利償還金等に係る交付税算入額}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

※元利償還金等とは、地方債の元利償還金のほか一般会計から特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたものや債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合算額です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - 充当可能基金額 - 特定財源見込額 - 地方債現在高に係る交付税算入額}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

※将来負担額とは、地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の元金償還に充てる一般会計の繰出見込額や退職手当支給予定額など一般会計等が将来負担する見込額の合算額です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※事業の規模とは、営業収益（営業収益に相当する収入の額）から受託工事収益（受託工事収益に相当する収入額）を控除したものです。

○ 各市町村の指標

(単位：%)

| 市町村名 | 実質赤字比率 | | | 連結実質赤字比率 | | | 実質公債費比率 | | | 将来負担比率 | | 資金不足比率 | | |
|-------|------------------|-----------------|-------|------------------|-----------------|-------|------------------|-----------------|------|------------------|-------|----------------------|------------------|--|
| | 早期健全化基準 (黄信号) | 財政再生基準 (赤信号) | | 早期健全化基準 (黄信号) | 財政再生基準 (赤信号) | | 早期健全化基準 (黄信号) | 財政再生基準 (赤信号) | | 早期健全化基準 (黄信号) | | 資金不足が生じている 公益企業会計 | 経営健全化基準 (赤信号) | |
| 大分市 | -(▲4.64) | 11.25 | 20.00 | -(▲12.51) | 16.25 | 40.00 | 12.0 | 25.0 | 35.0 | 133.9 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 別府市 | -(▲2.14) | 12.24 | 20.00 | -(▲13.06) | 17.24 | 40.00 | 2.2 | 25.0 | 35.0 | 13.5 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 中津市 | -(▲3.62) | 12.30 | 20.00 | -(▲22.34) | 17.30 | 40.00 | 9.1 | 25.0 | 35.0 | 77.8 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 日田市 | -(▲4.30) | 12.33 | 20.00 | -(▲10.03) | 17.33 | 40.00 | 12.2 | 25.0 | 35.0 | 29.6 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 佐伯市 | -(▲0.84) | 11.98 | 20.00 | -(▲6.70) | 16.98 | 40.00 | 14.1 | 25.0 | 35.0 | 105.3 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 臼杵市 | -(▲3.11) | 13.18 | 20.00 | -(▲11.09) | 18.18 | 40.00 | 17.0 | 25.0 | 35.0 | 88.2 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 津久見市 | -(▲1.33) | 14.66 | 20.00 | -(▲12.02) | 19.66 | 40.00 | 13.7 | 25.0 | 35.0 | 92.3 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 竹田市 | -(▲9.58) | 13.27 | 20.00 | -(▲13.51) | 18.27 | 40.00 | 12.1 | 25.0 | 35.0 | 100.4 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 豊後高田市 | -(▲3.18) | 13.55 | 20.00 | -(▲8.26) | 18.55 | 40.00 | 16.6 | 25.0 | 35.0 | 86.1 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 杵築市 | -(▲6.21) | 13.26 | 20.00 | -(▲17.43) | 18.26 | 40.00 | 11.3 | 25.0 | 35.0 | 88.0 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 宇佐市 | -(▲6.44) | 12.71 | 20.00 | -(▲13.59) | 17.71 | 40.00 | 10.8 | 25.0 | 35.0 | 61.6 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 豊後大野市 | -(▲6.79) | 12.67 | 20.00 | -(▲17.35) | 17.67 | 40.00 | 13.1 | 25.0 | 35.0 | 76.2 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 由布市 | -(▲5.21) | 13.36 | 20.00 | -(▲17.80) | 18.36 | 40.00 | 12.2 | 25.0 | 35.0 | 78.5 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 国東市 | -(▲5.25) | 12.94 | 20.00 | -(▲14.18) | 17.94 | 40.00 | 17.8 | 25.0 | 35.0 | 128.0 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 姫島村 | -(▲11.68) | 15.00 | 20.00 | -(▲13.35) | 20.00 | 40.00 | 15.3 | 25.0 | 35.0 | - | 350.0 | 6.8 | 20.0 | |
| 日出町 | -(▲1.84) | 14.58 | 20.00 | -(▲6.63) | 19.58 | 40.00 | 12.9 | 25.0 | 35.0 | 79.8 | 350.0 | - | 20.0 | |
| 九重町 | -(▲11.36) | 15.00 | 20.00 | -(▲13.78) | 20.00 | 40.00 | 4.4 | 25.0 | 35.0 | - | 350.0 | - | 20.0 | |
| 玖珠町 | -(▲6.51) | 15.00 | 20.00 | -(▲12.92) | 20.00 | 40.00 | 8.9 | 25.0 | 35.0 | - | 350.0 | - | 20.0 | |
| 市計 | -(▲4.32) | - | - | -(▲13.20) | - | - | 11.7 | - | - | 92.7 | - | - | - | |
| 町村計 | -(▲6.44) | - | - | -(▲10.88) | - | - | 9.7 | - | - | 5.5 | - | - | - | |
| 県計 | -(▲4.43) | - | - | -(▲13.08) | - | - | 11.6 | - | - | 88.1 | - | - | - | |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全団体が赤字額がないため「-」表示です。() 書きは参考値で、赤字比率の▲なので黒字を示しています。
※計欄の数値は、いずれも加重平均です。



財政講座

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもので、標準的な税収入額と普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したものです。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどによく利用されています。